

規制シート(様式)

190196201420001

平成28年12月26日

規制の名称	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局公園緑地・景観課 課長 町田 誠
規制目的	都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、もつて都市の健全な環境の維持及び向上に寄与すること		
規制内容の概要	保存樹又は保存樹林について、所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。 保存樹又は保存樹林が滅失し、又は枯死したときは、所有者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	市町村長は、保存樹又は保存樹林に関する台帳の作成、所有者に対する報告の徴収、助言等を行うため所有者を把握しておく必要があることから、当該規制を引き続き維持する必要がある。 市町村長は、保存樹又は保存樹林が滅失又は枯死したときは、その解除をしなければならないため、当該規制を引き続き維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		